

学長の業務執行状況の確認に関する基準

国立大学法人弘前大学
学 長 選 考 会 議
平成28年1月7日制定
令和4年1月27日改正

1. 目的

国立大学法人弘前大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、「国立大学法人弘前大学学長選考・監察会議規則」において、その任務として学長の業務執行状況の確認を行うこととしている。このため、学長選考・監察会議は学長の業務執行状況を確認し、学長が期待される業績をあげ、適切に業務を執行しているかどうかを確認することにより、学長選考の適正性の担保に寄与するものとする。

2. 確認時期

学長選考・監察会議は、学長の任期が2年を経過した時点において業務執行状況の確認を行う。

なお、学長選考・監察会議は、確認時期以外であっても、必要に応じて学長や監事と意見交換を行うなど、学長の業務の執行状況を把握することとする。

3. 確認方法

学長選考・監察会議は、学長に対し、書面審査や意見交換等を通じて、学長が業務を適切に遂行しているかどうかの確認を行う。

確認に当たっては、選考時に考慮した「望まれる学長像について」、「国立大学法人弘前大学の将来構想と具体的方策」に留意する。

また、監事監査報告書及びその他業務運営の状況を把握できる資料等を参考とする。

4. 公表の取扱い

学長選考・監察会議は、業務執行状況の確認の結果を公表する。

5. その他

学長の業務執行状況の確認のための具体の実施方法等は、学長選考・監察会議において別に定めることとする。

附 則

この基準は、令和4年4月1日に実施する。